

地 域 再 生 計 画 新 旧 対 照 表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>1. 地域再生計画の名称 歴史・文化資源と自然資源を活用した観光回廊づくり計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 島根県、__出雲市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 出雲市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 〈途中略〉</p> <p>また、これにより高速道路等を含めた広域交通網へのアクセスを強化し、県立古代出雲歴史博物館、出雲弥生の森博物館等を中心とした歴史・文化資源と自然資源を活用することにより、本市が掲げる「21世紀神話観光大国」としての交流人口1,000万人達成の基礎とする。</p> <p>【目標1】 交流人口の増加 平成24年度交流人口目標値<u>916.7万人</u>（平成20年度実績864.8万人の6%増をめざす。）</p> <p>【目標2】 アクセス改善及び安全性の確保 〈途中略〉</p> | <p>1. 地域再生計画の名称 歴史・文化資源と自然資源を活用した観光回廊づくり計画</p> <p>2. 地域再生計画の作成主体の名称 島根県、__出雲市</p> <p>3. 地域再生計画の区域 出雲市の全域</p> <p>4. 地域再生計画の目標 〈途中略〉</p> <p>また、これにより高速道路等を含めた広域交通網へのアクセスを強化し、県立古代出雲歴史博物館、<u>出雲阿國座（仮称）</u>、出雲弥生の森博物館等を中心とした歴史・文化資源と自然資源を活用することにより、本市が掲げる「21世紀神話観光大国」としての交流人口1,000万人達成の基礎とする。</p> <p>【目標1】 交流人口の増加 平成24年度交流人口目標値<u>856万人</u>（平成16年度実績713万人の20%増をめざす。）</p> <p>【目標2】 アクセス改善及び安全性の確保 〈途中略〉</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>3) 過疎地域に指定されている佐田町下橋波、<u>一窪田、八幡原、毛津地区から市中心部（出雲市役所）までのアクセス時間5分短縮。</u> 〈途中略〉</p> <p>8) <u>多伎町交通バリアフリー基本構想に掲げられた重点整備地区の歩行空間の確保</u></p> <p>9) <u>交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条に基づく「あんしん歩行エリア」内の交通環境の改善、安全性の確保</u></p> <p>【目標3】林道整備による森林整備事業の推進、農山村地域の環境改善、集落間の交流促進</p> <p>1) 間伐等森林整備事業の推進 平成20年から24年までの5年間で約770ha（市全域） （うち、亀割線 約13.6ha 宮本聖谷線 約64.1ha）</p> <p>2) 見田原地域から市中心部（出雲市役所）へのアクセス時間10分短縮。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 〈途中略〉</p> <p>今後10年間においては、「神話の夢舞台 出雲」のシンボル空間である大社門前町の整備と賑わい創出による観光の核づ</p> | <p>3) 過疎地域に指定されている佐田町下橋波、毛津地区から市中心部（出雲市役所）までのアクセス時間5分短縮。</p> <p>〈途中略〉</p> <p>【目標3】林道整備による森林整備事業の推進、農山村地域の環境改善、集落間の交流促進</p> <p>1) 間伐等森林整備事業の推進 平成20年から24年までの5年間で約770ha（市全域） （うち、亀割線 約13.6ha）</p> <p>2) 見田原地域から市中心部（出雲市役所）へのアクセス時間10分短縮。</p> <p>5. 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要 〈途中略〉</p> <p>今後10年間においては、「神話の夢舞台 出雲」のシンボル空間である大社門前町の整備と賑わい創出による観光の核づくり</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>くりや、<u>県立古代出雲歴史博物館の開館等</u>により、観光地としての求心力を高めるとともに、観光資源の連携と魅力ある観光ルートの設定や芸術文化スポーツなどの各種イベントの充実など、資源を最大限に活用した取り組みを展開し、誘客の拡大をはかる。</p> <p>〈途中略〉</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p> <p>〈途中略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市道長浜369号線外1</u> 道路法に基づく市道に<u>平成21年10月19日</u>に認定済 ・ <u>市道多伎学校線</u> <u>道路法に基づく町道に昭和56年6月2日</u>に認定済 ・ <u>市道窪田八幡原線</u> <u>道路法に基づく町道に昭和56年6月26日</u>に認定済 ・ <u>市道今市6号線外2線</u> <u>道路法に基づく市道に平成3年3月29日</u>に認定済 ・ <u>林道亀割線</u> 森林法による「<u>斐伊川地域森林整備計画</u>」(<u>平成5年4月森林整備計画樹立</u>)に掲載済 ・ <u>県営林道宮本聖谷線</u> 森林法による「<u>斐伊川地域森林整備計画</u>」(<u>平成5年4</u> | <p>や、<u>県立古代出雲歴史博物館、出雲阿國座の新設</u>により、観光地としての求心力を高めるとともに、観光資源の連携と魅力ある観光ルートの設定や芸術文化スポーツなどの各種イベントの充実など、資源を最大限に活用した取り組みを展開し、誘客の拡大をはかる。</p> <p>〈途中略〉</p> <p>5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業</p> <p>〈途中略〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市道長浜83号線外1</u> 道路法に基づく市道に<u>平成3年3月29日</u>に認定済 ・ <u>林道亀割線</u> 森林法による「<u>斐伊川地域森林整備計画</u>」に掲載済 |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>月森林整備計画樹立</u> に掲載済</p> <p>【施設の種類（事業区域）、事業主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（出雲市） 出雲市 ・林道（出雲市） 出雲市、<u>島根県</u> <p>【事業期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（平成20～24年度）、林道（平成21～24年度） <p>【事業量及び事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道<u>11,643 m</u>、<u>林道2,084 m</u> ・総事業費 <u>3,110,360 千円</u>（内交付金 <u>1,548,513 千円</u>） <li style="padding-left: 20px;">市道 <u>2,835,360 千円</u>（内交付金<u>1,417,680 千円</u>） <li style="padding-left: 20px;">林道 <u>275,000 千円</u>（内交付金 <u>130,833 千円</u>） <p>5-3 その他の事業</p> <p>① 観光回廊づくりとして、出雲大社神門通り整備と賑わい創出、古代出雲歴史博物館と周辺整備、多伎いちじく館創設、観光保養交流拠点（温泉施設等）整備、出雲弥生の森博物館整備、国指定の田儀櫻井家たたら製鉄遺跡関連整備等の事業を実施し、交流人口の拡大を図る。</p> <p style="text-align: center;">〈途中略〉</p> <p>⑦ 中山間<u>地域等</u>直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止や集落協定等の活動を通じて、担い手の育成と優良農地の保全を継続して実施する。</p> <p>6. 計画期間</p> | <p>【施設の種類（事業区域）、事業主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（出雲市） 出雲市 ・林道（出雲市） 出雲市 <p>【事業期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道（平成20～24年度）、林道（平成21～24年度） <p>【事業量及び事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道<u>8,748 m</u>、<u>林道1,400 m</u> ・総事業費 <u>1,834,500 千円</u> <li style="padding-left: 20px;">市道 <u>1,794,500 千円</u>（内交付金<u>897,250 千円</u>） <li style="padding-left: 20px;">林道 <u>40,000 千円</u>（内交付金 <u>13,333 千円</u>） <p>5-3 その他の事業</p> <p>① 観光回廊づくりとして、出雲大社神門通り整備と賑わい創出、古代出雲歴史博物館と周辺整備、<u>出雲阿國座創設</u>、多伎いちじく館創設、観光保養交流拠点（温泉施設等）整備、出雲弥生の森博物館整備、国指定の田儀櫻井家たたら製鉄遺跡関連整備等の事業を実施し、交流人口の拡大を図る。</p> <p style="text-align: center;">〈途中略〉</p> <p>⑦ 中山間<u>地</u>直接支払制度を活用し、耕作放棄地の発生防止や集落協定等の活動を通じて、担い手の育成と優良農地の保全を継続して実施する。</p> <p>6. 計画期間</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p data-bbox="297 212 562 240">平成20～24年度</p> <p data-bbox="241 309 831 338">7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項</p> <p data-bbox="297 357 1120 533">4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況把握するとともに、出雲市関係部局で「地域再生計画評価会議」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。</p> <p data-bbox="591 549 1099 577">(島根県観光動態調査などを活用する。)</p> <p data-bbox="241 646 1120 722">8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p data-bbox="327 742 456 770">特になし。</p> | <p data-bbox="1200 212 1464 240">平成20～24年度</p> <p data-bbox="1149 309 1675 338">7. 目標の達成に係る評価に関する事項</p> <p data-bbox="1200 357 2027 533">4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況把握するとともに、出雲市関係部局で「地域再生計画評価会議」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。</p> <p data-bbox="1503 549 2011 577">(島根県観光動態調査などを活用する。)</p> <p data-bbox="1149 646 2027 722">8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項</p> <p data-bbox="1234 742 1364 770">特になし。</p> |